

議案第89号

武藏野市立体育施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年12月4日

提出者 武藏野市長 小美濃 安 弘

## 武藏野市立体育施設条例の一部を改正する条例

武藏野市立体育施設条例（平成元年6月武藏野市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正前の欄又は改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
(指定管理者が行う業務) 第3条の2 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1) (略) <u>(2) 体育施設の使用料の減額</u> <u>又は免除に関する業務</u> (3)及び(4) (5) <u>前各号</u> に掲げるもののほか、体育施設の管理及び運営に関する業務のうち、市長又は委員会のみの権限に属する事務を除く業務	(指定管理者が行う業務) 第3条の2 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1) (略) <u>(2)及び(3)</u> <u>(4) 前3号に掲げるもののほか、体育施設の管理及び運営に関する業務のうち、市長又は委員会のみの権限に属する事務を除く業務</u>	号の削除 号の繰上げ 号の繰上げ及び字句の改正
(使用の承認) 第6条 (略) 2 (略) 3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、優先的に使用を承認することができる。 (1) <u>市又は指定管理者が事業で使用する場合</u>	(使用の承認) 第6条 (略) 2 (略) 3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、優先的に使用を承認することができる。 (1) <u>市、委員会又は指定管理者が事業</u> <u>(指定管理者が行う事業にあっては、委員会が認めるものに限る。)</u> で使用する場合	字句の改正 字句の追加

(2) 市のスポーツの振興又は 武藏野市立の小学校若しく は中学校の教育活動等のた めに必要であると <u>指定管理</u> <u>者が認める場合</u>	(2) 市のスポーツの振興又は 武藏野市立の小学校若しく は中学校の教育活動等のた めに必要であると <u>委員会が</u> <u>認める場合</u>	字句の改正
(使用料の減額又は免除) 第8条 <u>指定管理者</u> は、特に必 要があると認めるときは、使 用料を減額し、又は免除する ことができる。	(使用料の減額又は免除) 第8条 <u>委員会</u> は、特に必要が あると認めるときは、使用料 を減額し、又は免除するこ とができる。	字句の改正

#### 付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

#### (提案理由)

指定管理者が行うことができる業務を変更するほか、所要の改正をするも  
のである。